

# 一五・一六世紀ドイツ手工業者の収入・支出・財産

—ニュルンベルクを例に—

佐久間 弘展

## 一 はじめに

一九六〇年代以降財産、市民権、ステータス・シンボルを尺度に都市民の階層構造を分析しようとするE・マシューは、上・中・下の三階層モデルを提示し、以後これが中世都市社会構造史の基本的枠組みとなつた。この枠組みで、都市や時代に相違はあるが、大要一四一一六世紀に上層民は市民の五一五%、中層民は三〇一四五%、下層民は四〇一六五%を占めていたことが明らかにされてきた。<sup>(1)</sup>

ここで問題になるのは、手工業者中層民であろう。なぜなら、マシューが中層民の指標として、市民権ないしツン

フト権、財産額、職業の訓練および行使と彼らの職業を基礎にした自意識を指摘して以来、研究の進展はほとんどみ

られなかつたといえるからである。つまり、フッガーやヴィアーティスといった大商人・大富豪をはじめとする上層民は、商業、金融業、鉱山経営、問屋制度によつて蓄財し、莫大な現金および金・銀などの装飾品、大邸宅、在庫商品によつてその富みが際立つたことはいうまでもないことがある。そしてまた、富者＝権力者として上層民が市政を牛耳ついていたことも明らかである。次に、貧民は乏しい家財道具しかもたず、食うや食わざの「生存の崖つ縁」の生活をしていたこともまた自明に属することになつた。<sup>(2)</sup>一九八〇年代以降の研究は、こうしてもつぱら首斬役人、乞食、売春婦といった社会の底辺、ないし外縁にいざるをえなかつた周縁民に向けられてきたといえる。<sup>(3)</sup>

しかし、われわれは近時の手工業史の見直しにともない、都市史の中で「ツンフト闘争」や階層構造分析だけに

とらわれない手工業者の生活形態を社会経済史的に解明する段階にきている。取り掛かりとしてまず、F. ブレン

ディングガーにしたがつて階層設定の一つの指標とされる財産をみると、手工業者が分類される中層民の財産の枠はほぼ五〇一二〇〇〇グルデンと考へられる。<sup>(4)</sup>しかし、このような財産額の設定において、中層民にとって何が財であつたのかは、決して明らかにされてこなかつた。つまり、いかなる財貨が上層民および下層民と区別する目安になりうるのかが第一の問題になるのである。

第二に、この財産額の枠内外で、個々人の努力や能力の問題は別にして、いかにして財産格差がうまれたのかといふ問題がある。マシュケは、上層民であり富裕者は主として商人であったことから、市民にとつて商業に従事することが富をなすために必須であると考えた。<sup>(5)</sup>これに対しても、筆者は中層を代表する手工業者は問屋制度を組織することによって蓄財したことを明らかにした。<sup>(6)</sup>とはいへ、問屋制度は主に繊維業や金属加工業など輸出産業に展開したのであり、従来富裕な職種とされるパン屋、肉屋、ビール醸造工など局地産業では問屋制度はほとんど問題になりえず、商業の関与を推測せざるをえない。したがつて、ここ

ではとくに局地手工業での蓄財機会を問題にしなければならない。

第三に、手工業者生活水準の問題がある。<sup>(7)</sup> K. シュルツは、下層民に視野をそえて、中世後期を「賃労働者の黄金時代」、近世初頭を価格革命による貧困化の時代とする通説に反論を行つた。つまり、一五世紀にこれまで代表的とみなされてきた建築労働者の賃銀はむしろ高位であり、その他の手工業者はより低い賃銀水準にあつており、凶作にあればたちどころに生死をさまよう者が多数いたといふ。また、逆に一六世紀には市場向けに生産する手工業者の賃銀および生活状況は良好だったという。<sup>(8)</sup>筆者は、一五〇〇年頃すでに問屋制度によつて親方問屋主と出来高払工（賃銀工）との収入・財産格差がかなりの程度で広がつており、これはさらに一六世紀に進展していくことを明らかにした。<sup>(9)</sup>すなわち、シュルツ説は部分的には正しいが、一五・一六世紀における生産者の社会経済的格差の拡大と大衆貧困化の進展こそが正しい像ではないだらうか。ここからさらに踏み込んで、下層民だけでなく、また問屋制度下だけでもない、熟練労働者である親方をはじめ職人まで目配りした収入・支出の研究が要求されよう。

以上のような研究史上的問題点から、本稿では第一に手工業者にとって何が財であり、親方内部の階層分化を識別する指標は何か、第二に局地手工業者にとっての蓄財機会、第三に手工業者の収入・支出をもとにした生活状況を明らかにすることを目的にする。

なお、本稿で用いる計算貨幣換算率は、一五七〇年まで一グルデン＝八ポンド一二ペニヒ＝一五一ペニヒ、それ以降一グルデン＝二四〇ペニヒである。

## 二 手工業者親方の財産

### 二十一 一四九七年人頭税帳簿と一六世紀遺産目録との比較<sup>(10)</sup>

中・近世ドイツ有数の大都市ニュルンベルクは、一四四九年に約二万、一四九七年に約三万、一六二一年に約五万人の人口を数えた。手工業の専門分化も高度に進展し、一三年に五〇の職種、一五九二年に二七七の職種が確認される。<sup>(11)</sup>

しかし、一四九七年のローレンツ教区（市の南側）人頭

税徵集簿では、一六の職種でしか五〇〇グルден以上の財

産所有者がいない。これを人数でみてゆくと、五〇〇グルден以上の財産所有者は五七人、一〇〇〇グルден以上の財産所有者は六三人である。<sup>(12)</sup> 一五〇〇年頃の全親方数は約五千人と見積もられるので、五〇〇グルден以上の財産所有者は全親方の約二%しかいなかつたことになる。

ちなみに一五〇〇年頃一万グルден以上の財産所有者は三七人、五千グルден以上が一五人、一五六八年に一万グルден以上が二四〇人、五千グルден以上が四一六人いたといわれている。いうまでもなく、彼らは参事会門閥をはじめとする大商人たちであつた。<sup>(13)</sup>

表1で目を引くのは、毛織物工と皮革工である。富裕者にビール醸造工やパン屋、肉屋といった食料品生業が上位にランクされるのは、これまでの研究成果からいって不思議ではないからである。<sup>(14)</sup> 次に注目されるのは、金属加工業の職種が鐘鑄造工のみであることである。金属加工業の親方は、市の北側のゼバルド教区居住者が比較的多かつたと思われるが、一五・一六世紀に約二五〇—三〇〇名で最多の親方数を誇ったナイフ鍛冶が手工業者富裕層に入つていなことは象徴的である。

次に、遺産目録で三三四例把握できる手工業者を財産額

表1 1497年ローレンツ教区人頭税帳簿にみる親万富裕層（人数）

職業	1000グルデン上	500—1000グルデン	500グルデン上
毛織物工	16人	22人	38人
ビール醸造工	11	6	17
皮革工	10	3	13
肉屋	6	4	10
パン屋	5	4	9
宿屋	4	2	6
食料品小売商	3	7	10
鐘铸造工	3	0	3
麻・バルヘント染色工	2	0	2
赤染色工	1	0	1
粗毛織物工	1	0	1
敷布工	1	0	1
粉屋	0	3	3
ビール居酒屋	0	3	3
仕立屋	0	2	2
理髪師	0	1	1
計	63人	57人	計120人

(出典：Staatsarchiv Nürnberg, Akten des Siebenfarbigen Alphabets, Nr. 100)

順に網羅してみると、一〇〇〇グルデン以上の財産所有者はわずか五人、五〇〇—一〇〇〇グルデンが一〇人、一〇〇—五〇〇グルデンが五七人しかいない。そして、五〇〇グルデン以上の財産所有者において一四九七年に現れていないナイフ鍛冶、銅鍛冶、金細工師といった金属加工業や製本工、羊皮紙工といった製本・製紙業の親方が登場することが一六世紀の特徴である。逆に、あれほど富裕な職種であった毛織物工は、毛織物業の不振のために、五〇〇グルデン以上の財産所有者が一人もいない「表2参照」。

ここで、サンプル数が四例以上ある二六の職種の平均遺産額をとつてみると、白皮鞣工、皮革工、仕立屋、毛織物工、パン屋といった職種が富裕で、建築業や金属加工業の職種が貧しいことがみてとれる「表3」。しかも、親方の遺産目録三三四例のデータでは二〇四例（二〇二名）、すなわち全体の六九%が五〇グルデン以下の財産所有者であった。これは、アウクスブルクで「無所有者 *habnicht*」と呼ばれた層である。そしてこの割合からすれば、輸出産業・遠隔地商業型大都市では階層構造が近似していたことになる。すなわち、貧しい織布工の多さゆえに市民の半分から約三分の二が下層民であつたといわれるアウクスブルク

表2 16世紀遺産目録からの親方富裕層・中間上層の資産

名前/職業	軒数/不動産 評価額	貸方中 の割合	貸方 (グル ーピング)	借方 (デ ィン)	財産額 [年]
1. ベール/粉屋*	1/734	(41%)	1796	0	1796 [1580]
2. ショーバー/麻織物工 <sup>+</sup>	7/892	(57)	1559	18	1540 [1529]
3. ハーフナー/宿屋*	1/1100	(70)	1567	38	1529 [1560]
4. フォルクハルト/ナイフ鍛冶 <sup>+</sup>	4/1110	(80)	1379	68	1311 [1529]
5. アマン/真鍮鍛冶 <sup>+</sup>	0/0	(0)	1200	0	1200 [1529]
6. H. ベック/白皮鞣工 <sup>+</sup>	2/300	(22)	1339	416	923 [1530]
7.マイヒスナー/パン屋	2/316	(44)	717	77	640 [1538]
8. ツアー・アイヒ/製本工 <sup>+</sup>	0/0	(0)	1055	417	638 [1530]
9. リンデンナスト/銅鍛冶 <sup>+</sup>	2/146	(23)	637	0	637 [1529]
10. メレル/金細工師	1/200	(32)	629	0	629 [1538]
11. エツツ/ビール醸造工 <sup>+</sup>	1/690	(89)	778	191	587 [1548]
12. シュペングラー/羊皮紙工 <sup>+</sup>	0/400	(58)	689	135	554 [1537]
13. ホルルメス/仕立屋 <sup>+</sup>	1/260	(50)	522	0	522 [1544]
14. フォン・シュパルト/仕立屋	1/366	(71)	515	0	515 [1530]
15. フラウエンクネヒト/皮革工 <sup>+</sup>	1/250	(37)	667	165	502 [1530]
16. E. ヴァイス/研磨工 <sup>+</sup>	1/420	(73)	574	83	491 [1529]
17. フォラント/刷毛工 <sup>+</sup>	1/200	(41)	490	21	479 [1530]
18. グロアード/肉屋 <sup>+</sup>	1/120	(13)	979	519	460 [1529]
19. ラインアイセン/仕立屋 <sup>+</sup>	1/90	(20)	586	128	458 [1530]
20. ゲルツナー/食料品小売商 <sup>+</sup>	0/70	(16)	432	0	432 [1537]
21. ドライアー/皮革工 <sup>+</sup>	1/135	(26)	523	102	421 [1530]
22. デュルルマイア/ナイフ鍛冶 <sup>+</sup>	1/360	(33)	550	129	421 [1530]
23. ハインリヒ/毛織物工 <sup>+</sup>	1/275	(39)	700	297	403 [1548]
24. ハーゲン/コンパス工 <sup>+</sup>	2/410	(62)	667	277	390 [1539]
25. ペッケル/指物師 <sup>+</sup>	0/0	(0)	358	13	345 [1537]
26. ラポルト/仕立屋	0/0	(0)	312	0	312 [1550]
27. エックハルト/甲冑工 <sup>+</sup>	1/215	(70)	308	0	308 [1557]
28. レーゲンスブルガー/錫容器工 <sup>+</sup>	0/0	(0)	289	0	289 [1530]
29. P. ヘーヒッシュテッター/荷担ぎ <sup>+</sup>	1/90	(33)	271	1	270 [1538]
30. プリーメンシュタイン/陶工 <sup>+</sup>	2/200	(72)	279	11	268 [1529]
31. J. ベック/白皮鞣工 <sup>+</sup>	1/220	(74)	297	33	264 [1538]
32. ロイシェル/真鍮盤作工	0/0	(0)	291	30	261 [1564]
33. グラーフ/染色工 <sup>+</sup>	1/220	(84)	261	0	261 [1547]
34. ヴァイラー/毛織物工 <sup>+</sup>	0/0	(0)	623	368	255 [1530]
35. クフナー/フライパン鍛冶 <sup>+</sup>	0/0	(0)	281	31	250 [1539]
36. ウッテンオーファー/仕立屋 <sup>+</sup>	1/100	(36)	281	50	231 [1538]
37. フォイト/拍車工 <sup>+</sup>	1/100	(40)	251	28	223 [1538]
38. ハームス/陶工*	2/250	(87)	289	69	220 [1586]
39. オクゼ/パン屋 <sup>+</sup>	1/204	(52)	395	176	219 [1530]
40. ヴァイドナー/理髪師 <sup>+</sup>	2/380	(74)	513	308	205 [1537]

[\*印は市外、+は死亡]

(出典：佐久間、親方問屋主と賃労働者、73頁)

表3 16世紀遺産目録での職種別平均資産（4サンプル以上、単位グルデン）

職種	サンプル数	最大資産	最小資産	平均資産
ナイフ鍛冶	38	1311	-30	90
真鎌鍛冶	13	1200	-17	110
鉄環工	10	148	4	51
針工	8	70	1	29
コンパス鍛冶	7	390	-2	99
フライパン鍛冶	6	250	10	63
針工	5	54	0	36
針金工	4	142	10	67
銛前師	4	31	-153	-29
尾鍛工	4	33	-2	8
パン屋	7	640	6	163
食料品小売商	5	370	-210	83
仕立屋	11	522	-17	195
麻織物工	10	1541	-47	188
バルヘント工	4	133	-19	49
毛織物工	4	403	24	183
皮鞄工	6	102	16	51
皮革工	4	502	80	299
白皮鞣工	4	923	22	308
靴屋	4	182	-96	44
桶屋	4	177	-6	50
陶工	7	268	-4	120
石工	9	73	4	24
大工	6	57	13	34
漆喰工	8	73	11	26
菜園業者	4	181	15	64

（出典：Stadtarchiv Nürnberg, Inv., Nr. 4, 9, 14-17）

と、これまで産業構造の多様性のゆえに一四・一五世紀に下層民が少なかつたといわれてきたニュルンベルク<sup>(15)</sup>とは、一六世紀に広範な下層民に大差がなくなってしまったのである。その最大の原因は、問屋制度が高度に進展したこと求めなければならない。<sup>(16)</sup>

## 二一二 不動産

財産の中身は何かという問題関心からすると、遺産目録で上位四〇人をリストアップしたときに「表2」、三二名の不動産所有者の評価額の割合の大きさが目につく。しか

も、遺産額で第二位の麻織物工ショーバーは七軒の家屋敷、第四位のナイフ鍛治フォルクハルトは二軒の家屋敷および十軒分と四軒分の二つの長屋の所有者である。不動産所有は、市外の手工業者にも妥当する。遺産額で第一位のマイラッハ村の粉屋ベールは、五三七グルデンの水車小屋と一九七グルデンの耕地、あわせて六七〇グルデンの不動産の所有者であり、第三位のラウファムホルツ村の宿屋兼居酒屋ハーフナーは、その居所と耕地をあわせて約一一〇○グルデンの評価がなされているのである。<sup>(17)</sup>

一方、財産額が一〇〇一二〇〇グルデンの三二名（遺産

目録で第四一十七位）をみると、不動産所有者は九名に減る。また不動産を所有していれば、それはおおむね一〇〇グルデンを超える財産に自動的になつていて、その例外は九例にすぎない。不動産の比重の大きさは、これをもつていなかつたと仮定した場合の貸方の財産額を考えてみればよい。ビール醸造工エツツは八八グルデン、パン屋モステルは九五グルデン、鉄環工アイビッヒは六四グルデン、麻・バルヘント染色工グラーフは四一グルデン、ナイフ鍛治ヴュルフェルは三八グルデンしか財産をもたなくなつてしまふ。<sup>(18)</sup>

ていつたが、その過程で持家のない者と複数の家屋敷を所  
有して家賃収入をあげる者が分離していったのである。

これは、一五世紀の市民の富の増大の結果であり、また一  
因でもあつたと考えられる。すでに指摘したように、手工  
業者はいくばくかの貯蓄ができると不動産を求め、これに  
物上負担を設定して上層市民から運転資金を借りることを  
目指していたのである。<sup>(20)</sup>

### 二一三 現金と銀製品

それでも不動産が財産のすべてではない。そこで、不動  
産をもつていないので、一二〇〇グルデンもの財産を所有

意外なことに、遺産目録で現金所有者は全部で九〇名  
(九一例) にすぎない。つまり、大多数の手工業者は運転  
資金を手元に保持していなかつた。この点では、市民は日  
頃現金で売買をするのではなく、掛けで物を買い、年一回  
か二回これを支払つていたことに留意すべきであろう。そ

の証拠に、多くの手工業者の遺産目録では借方にパン屋、  
肉屋、ビール醸造工、食料品小売商への支払義務が明記さ  
れているのである。もちろん、財産額が下位になればなる  
ほど、現金所有者も少なくなつてゆく。

現金とともに銀製品も、財産額が下位になればなるほど  
少なくなる。アマンは、銀皿、金の指輪、真珠の首飾り・  
ロザリオなど計一四五グルデンもの銀製品類を所有してい  
た。これに次いで毛織物工ヴァイラーは、六〇グルデンの  
銀器の所有者であった。一〇〇グルデン以上の財をもつ親  
方は、たいてい一〇グルデン前後の銀製品をもつてゐる。<sup>(23)</sup>  
不動産所有と異なり、現金と銀製品所有は親方富裕層の必  
要条件ではない。しかし、銀製品は豊かな親方を象徴する  
財であることも確かである。

ファーが二三〇グルデン(七〇%)、麻織物工シヨーバー  
が二一六グルデン(一四%)所有していた。<sup>(21)</sup>

## 二一四 生産用具と原料

次にやはり不動産を所有せず、約三五〇グルデンの財産で遺産目録中第二五位の指物師ペッケルの財の中身をみてみよう。彼の遺産でまず目につくのは原料の木材で、八二グルデン（二三%）の評価である。これに生産用具の四一グルデンをあわせると一二二グルデン（三四%）となり、第一の財産となる。<sup>(24)</sup>

中・近世に、生産用具とは幅広い概念であり、原料が含まれているだけでなく、往々にして半完成品までも含まれていた。厳密な意味での生産用具はしかし、値のはるものではない。このことは織布工と皮加工業者が最も典型的である。すなわち、織機自身は安い木工製品として一台当たり半グルデンの、皮加工業においても生産用具は一一八グルデンの価値しかない。しかも、遺産目録データ全体の約三分の一が生産用具すら所有していなかつた。<sup>(25)</sup>

これに対して、毛織物工ネーゲラインは二七〇グルデン（貸方の八九%）、同ヴァイラーは一三六グルデン（二三%）、同ハインリヒは一三〇グルデン（一九%）の羊毛を、バルヘント工キルマイアーレは一二四グルデン（四九%）の羊毛・麻の糸玉を所有していた。皮加工業では、白皮鞣工ベックが総計二二八グルデン（一七%）、皮革工ドライバーが一六四グルデン（三一%）、同フラウエンクネヒトが一九五グルデン（二九%）、プレーダーが一三八グルデン（六七%）の皮・獸皮を所有していた。金細工師メレルは金・銀一〇五グルデンと貴金属・真珠五〇グルデン、あわせて一五五グルデン（二五%）を工房に置いていた。<sup>(26)</sup> このことは、一〇〇グルデン以上の財産所有者がまれであることを考へると特筆に倣する。このように手工業者にとって、原料こそが圧倒的に重要な財であつたのである。

一方で、原料未所有の手工業者が圧倒的多数を占めている。衣類、生産用具のように、親の死後直ちに売却されたケースもあるが、むしろ生産者にとって原料のストックが余裕をもつてあることは例外であったと考えるべきである。<sup>(27)</sup> 原料をもてた場合でも、鉄や木は羊毛や皮と異なり安い原料なので、大きな財とはならない。<sup>(28)</sup> この理由で、金属加工業や木工業の親方の財は低かったとみなしうる。大多数の手工業者は原料がもてないからこそ、財産は多くなかつたといえるのである。

## 二一五 債務

三三四例の遺産目録で、順位二九一位以下は債務が超過し、父親ないし母親の死後、遺児たちはその債務を引き継ぐことになる。たとえば、五四〇グルデンという二番目に多額の負債をした食料品小売商プロファイファー（未亡人、第三三位）は、初婚の夫の子供二人に二五一グルデン支払義務があつたが、近隣三村の農民とディンケルスビュール市民にあわせて孫の代金二三〇グルデンを未払いにしていた。彼女の場合、子供の遺産相続分の支払義務と商品買掛金とがほぼ半分の割合で負債を構成している。<sup>(29)</sup>

一〇〇グルデン以上の債務をもつ親方は三三名いるが、このような多額な負債があるとき、目につくのは原料の負債である。毛織物工ハインリヒは、一九九グルデンを羊毛の、三六グルデンを大青の未払金としていた。あわせて二三五グルденが原料の買掛金だったのである。同じく郊外市に住む毛織物工ネーゲラインは、二人の羊毛・大青の大商人と三人のニュルンベルク親方に都合二〇八グルデンの羊毛と大青とを未払いのままにしていた。バルヘント工

があつた。<sup>(30)</sup>

同様に、パン屋モステルはある商人に穀物の未払金二〇グルデンがあつた。ヴァイスマンスドルフ村のパン屋ベルンハルトも、ノイゼス村の粉屋に一一八グルデンの債務があつた。皮加工業でも、白皮鞣工ベックは肉屋に一七六グルデン、靴屋エックは皮革工に三六グルデンと肉屋に一二グルデンの負債がある。また、羊皮紙工シュペングラーも肉屋に五一グルデンの支払義務があり、いざれも原料の皮を未払いのままにしていたと考えられるのである。<sup>(31)</sup>

したがつて、手工業者親方にとつて原料は大きな財となるし、また大負債ともなりうる。遺産額がマイナスになつた織布工と金属加工業の親方は、原料による負債超過が一般的である。そしてこの負債が払えない場合、往々にして担保にしていた不動産が差し押さえになつた。完成品が売れなくなると、五〇〇グルデンを超える財産をもつ富裕な親方でも、直ちに不動産を手放す例もある。<sup>(32)</sup>

## 二一六 衣類・寝具・家具・食器具

衣類も親方富裕層に属するのか否かの判断基準になる。たとえば、ヴァイラーは六五グルデン、ショーバーは五〇

グルデンの衣類をそろえている。貧しい者たちは、一〇グルデン以下の衣類しか所有していないが、当時は古着が広く流通しており、親が死亡したときこれが最も早期に現金化されたものと思われる。衣服の中ではマント類が場合によつては一〇グルデン以上と最も高く評価される。これは、まず毛皮の襟や縁飾りなど付加価値の高いものが縫いつけられたこと、また赤、黒、緑、紅黒、黄に色鮮やかに仕立てあげられたからである。<sup>(33)</sup>

市民はまた、いざれ衣服などに仕立てるべく端切れを所持する。たとえば、あるアトラス織工は、完成品のアトラスはまつたくもつていないのに、一エレのアラス様毛織物、八エレのグーグラー（麻織物の一種）、二エレのボンバジン（綿と麻の交織の一種）を所有していた。こうした端切れは、衣服以上にすぐに市場で流通していったと思われる。<sup>(34)</sup>

中・近世の人々がくるまつて寝た麻織のベッドシーツは、場合によつては庶民のささやかな財産になる。たとえば、ハインリヒは七一ペアものベッドシーツを所有していた。<sup>(35)</sup>

敷布、掛布団、上掛け、枕も、その家にいる人数も問題ではあるが、親方富裕層と親方貧困層とを区別する標識になる。ショーバーとハインリヒの寝具類は、それぞれ全部で六〇、四一グルデンと評価され、明らかに一財産になっているからである。つまり、富裕層は羽根布団と羽根枕を、貧困層は藁布団と藁枕を使用していた。寝台自体は、安い木工製品として半グルデンを越えることなく、布団類のほうが格段に価値がある。同様に、長持ち、机、椅子などの家具類も古道具としてかなり安い評価しか受けない。<sup>(36)</sup>

食器具類は、安い木工品（例え木の匙、木の皿・鉢）や鉄製品（鍋、釜）は別にして、錫、真鍮、銅の食器具に価値が認められている。錫はポンド当たり一二一一八ペニヒ、真鍮と銅はポンド当たり一二一一八ペニヒの評価を受けるのである。ハインリヒはこれらを約三三二グルデン分ももつていた。<sup>(37)</sup> 錫は一五世紀に「庶民の銀」とみなされていたが、一六世紀にはおおよそどの家庭の食器にもみられるようになつていて、<sup>(38)</sup>

かわったところでは、たまに鏡や時計、盤上ゲームをもつ者がいる。祈禱書もいくつかの家庭にみられる。これらより、頻度の高いのが「鳥小屋」vogelhaus と「鶏籠」

hühnerkorb である。あとでみると、豚の飼育がパン屋などある程度富裕な市民層に限定されていたのに対し、鶏やその他の鳥およびその卵は中・下層民も自分たちの食用、ないし販売用として飼っていたのである。一方で、穀物を個人で備蓄できる者はきわめて限られており、遺産目録例中ではショーバーだけが四四ジュマー（一ジュマーは三一八リットル）の穀物六七グルデン分を所有していた。ちなみに一四四九年および一四六二年の参事会による穀物備蓄調査では、トゥーハー、ハラー、ルンメル、リーター、シュールシュタープ、ムツフェル、フォルカマーといった参事会門閥だけが約五〇〇ジュマー以上の穀物を備蓄していた。<sup>(39)</sup> こうして、備蓄もできず収入も少ない下層民は、飢餓のときにたちどころに食べられなくなるのである。また、一四・一五世紀には一般的だったと思われる甲冑・槍などの武具類は、近世にはほとんどの中・下層民家庭から消えていく。これは、都市の塔や都市武器庫に、都市の費用で武器が備えられるようになつたからである。<sup>(40)</sup>

は不動産、現金、銀製品、原料の所有が特徴であることがわかった。この四つの要素をつねに満たしているというわけではないが、これらの二以上を満たしていない限り親方富裕層とは言いたいように思われる。逆に、親方貧困層は、これら四要素のうち二以下を満たしている親方であり、現金、銀製品、原料、不動産の順に、不動産が最も所有する可能性はなくなると規定できる。

財産額からゆけば、一五世紀中葉から五〇〇グルデン以上の財産所有者は親方富裕層であり、市民の中層上とみなすことができる。一四九七年の臨時人頭税徵集のさい、五〇〇グルデン以上の市民に税がかかつており、この場合参事会は五〇〇一一〇〇〇グルデンの財産をもつ手工業者と小売商（雑貨商）にも狙いをつけたからである。

それゆえ、一五・一六世紀に五〇〇グルデン以下の財産所有者が親方中間層であった。その中でも、不動産一〇〇グルデン、現金一〇グルデン、銀製品一五グルデン、原料三〇グルデン、生産用具・食器具類三〇グルデン、衣類四〇グルデン、家具・寝具類三〇グルデン、計二五五グルデンほどの財産を所有していれば、手工業者としては実はかこれまでみてきたように、遺産目録例で財産上位の親方

なり豊かなほうであったといえる。表2をもとに、二〇〇

べき課題である。

グルデン以上の財産所有者を親方中間上層と決定すれば、おおよそ不動産未所有者である中間下層は五〇—一二〇〇グルデンの財産を所有していた。もつとも、親方中間層は商人などを含めた市民全体をみれば、中層民の下ではあったが。

一方、親方貧困層は、市民下層民に含まれ、食器具類一五グルデン、衣服一五グルデン、家具・寝具類二〇グルデン、計五〇グルデン以下の所有物しかもたない親方である。貧困層になればなるほど寝具の占める割合が、親方中間下層（とくに一五〇グルデン以下）においては現金・債権のある場合、この占める割合が高くなるのが特徴である

〔表4〕

### 三 蓄財機会としての商業

以上のように、親方の間で財産格差が広がっていた原因がここでの問題となる。その一つの理由は、上述したように、問屋制度の進展であった。したがって、そこから洩れる局地手工業における蓄財の機会は何だったのかが解明す

まず、対照させる意味で、輸出手工業で問屋制度を組織する親方の例を、筆者がこれまで言及していない製本業で一例挙げておく。それは、製本工のツアーアイヒである。遺産目録が作成された一五三〇年に彼の工房には製本済み書籍七九点、製本中の書籍二四七点、原料の紙一一樽の計六〇五グルデンの財（貸方の五七%）があつただけではない。多分に書籍の未回収金と思われる債権を七六人に對し総計一八五グルデン三ポンド（同一九%）所有していた。その中にはニュルンベルク（二人）、バイロイト、アウクスブルク、ヒルベルトハウゼン（？）、プローフォルツハイム、フランクフルト（一人）、フォルシュラー（？）、ビンゲン、アントワープ、マクデブルク、エルフルト、ヴィッテンベルク、コスニッツ（ベーメン）の書籍商Buchführerが一五名含まれていた。また彼に対する二二名の債権者の中には、アウクスブルク、シュトラースブルク（四名）、ケルン<sup>(41)</sup>、フライブルク、バーゼルの八名の書籍商が確認される。アイヒ自らがこのような諸都市へ商用旅行につねに赴いていたとすれば、彼はもはや手工業者とはいがたい。H. - J. キューナストによれば、彼はアウクスブルクで

表4 16世紀遺産目録からの親方中間下層・貧困層の所有物（単位：グルデン）

順位・名前/職業	現金・債権 /銀製品	生産用具 /完成品	食器具類	衣類	家 具 /寝 具	貸方	借方	財産 [年]
I. 親方中間下層								
60. ラッペノ/ベルト工 <sup>+</sup>	0/11	4/0	18	64	13/31	141	5	136 [1544]
63. ミュンヒ/バルヘント工 <sup>+</sup>	65/0	6/0	15	19	3/25	133	0	133 [1539]
64. ケッペル/ナイフ鍛冶 <sup>+</sup>	0/11	1/0	33	44	6/34	129	0	129 [1547]
68. H. ダウム/鉄環工 <sup>+</sup>	0/10	8/0	26	27	12/36	119	10	109 [1545]
75. レッヒャーマッハ/ビール醸造工 <sup>+</sup>	58/0	0/0	6	15	1/12	92	0	92 [1567]
83. デッツ/車大工 <sup>+</sup>	10/0	0/26	9	16	1/18	80	0	80 [1538]
87. フレック/毛皮細工師 <sup>+</sup>	0/3	2/0	17	35	3/32	92	15	77 [1546]
91. フォルスター/石工 <sup>+</sup>	45/0	4/0	9	16	1/14	89	16	73 [1545]
93. ライマン/コンパス工 <sup>+</sup>	17/1	0/0	8	33	1/13	73	0	73 [1537]
100. H. ポップ/金細工師 <sup>+</sup>	0/0	9/0	17	16	8/36	86	18	68 [1538]
II. 親方貧困層								
123. ヌスベルガー/皮鞄工 <sup>+</sup>	0/12	0/0	12	10	2/15	51	3	48 [1549]
133. ビューラー/真鍮鍛冶 <sup>+</sup>	0/0	9/0	11	12	2/15	49	3	46 [1543]
143. ライラー/大工 <sup>+</sup>	0/1	2/0	9	16	1/13	42	2	40 [1547]
154. レンゲンフェルダー/針工 <sup>+</sup>	0/0	1/0	11	18	1/15	46	9	37 [1540]
171. ハインライナー/麻織物工 <sup>+</sup>	2/0	5/0	7	13	1/10	38	8	30 [1548]
184. ヒューバー/刀剣鍛冶 <sup>+</sup>	0/0	0/0	4	8	1/15	28	0	28 [1537]
210. シュテングル/桶屋 <sup>+</sup>	0/0	3/0	4	4	1/8	20	0	20 [1560]
224. ハーガー/ナイフ鍛冶 <sup>+</sup>	0/0	2/0	7	1	1/9	20	1	19 [1559]
241. フォーゲル/日雇い <sup>+</sup>	0/0	0/0	4	5	1/5	15	0	15 [1537]
273. ツァイルマン/パン屋 <sup>+</sup>	0/0	1/0	3	14	1/8	27	22	5 [1558]

注：全体の割合から金属加工業4例、繊維業1例、皮加工業1例、土・木加工業1例、食料品生業1例、建築業1例を基本に、親方中層で皮加工業1例、貧困層で日雇い1例を加えた。そのさい、不動産未所有者で衣類が欠けていない例を選んである。】

(出典: Stadtarchiv Nürnberg, Inv., Nr. 9, 14-17)

一五二二—二九年に書籍小売販売業を営み、またアウクスブルクの手工業者から書物も仕入れている。また、当時の大市都市フランクフルトへ書籍商業に行つていた可能性も高い。<sup>(41a)</sup> したがつて、アイヒは書籍の製本業と卸売・小売とをニュルンベルクで大規模に営み、ほぼ全ドイツに書籍商のネットワークをもち、また自らも商用旅行に出かけてかなりの収入をあげていたと考えるのが妥当といえよう。

しかも、彼の經營形態は、当時製本業が自由業であつたことからみて、職人・徒弟・賃銀工を多数抱える大工房經營であつたと思われる。また、製本業では工房内外での分業が自明であり、植字工、版木製作工、挿絵描き、プレス工に工程を分業して外注し、アイヒのような製本業親方は商人的企業家として活動し、財をなしたのである。

このような特殊な新産業は別にして、一般に中世末期から近世にかけて親方が卸売に携わるといったような、手工業者から商人への転化はきわめてまれであった。われわれ

の関心に引きつけていえば、都市中層手工業者にとつて大きな財産である一〇〇〇グルден以上の財産は、卸売（遠隔地）商人になるか問屋主になるかしてのみ可能であつた。このことからすれば、一五世紀半ばにネルトリングン

のメッセに毛皮細工師や皮革工が毎年十人ほど現れるが、ほかの手工業者は見当たらないのは当然といえよう。しかも、距離的な近さからいって、卸売というよりは大市のたびごとにそこで売台をもつて小売していたというのが実態であろう。<sup>(42)</sup>

これに対しても、遺産目録から細々と小売を営む者が一例抽出できる。それは、屋根葺工のマイアーハーである。彼の遺産目録では、鱈六三グルデン、にしん五二グルデン、鮭四〇グルデンなど魚が二三七グルデン分挙げられ、債権をあわせると實に財貨二四九グルデンが魚なのである（貸方の七〇%）。そしてまた、二六九グルデンの借方の大部も魚の買掛金と考えるのが妥当である。したがつて、この屋根葺工は副業としてはじめた魚屋を本業とするようになり、正業はもっぱら人手の足りないときの補助労働にて、職種替えを行つていたといえる。<sup>(43)</sup>

さて、局地手工業の代表である肉屋は、一三六三年の親方リストで七八名を数え、この都市で成員数の最も多い職種であった。一六世紀には親方数は一〇〇名を越えていたが、ここでも相当の貧富の格差があつた。こうした財産格差の理由の一つは、小売での經營の才覚の差が考えられ

る。一四世紀から肉屋の親方権は、肉売台の所有を前提にしており、当初一人当たり肉売台一台の制限があった。一五世紀になると、半台の増設を許可し、小売する肉の多寡で親方の間に格差がつきはじめた。一方で、売台を所有しない肉屋も現れはじめ、彼らはもっぱら屠殺人として働くか、農村地帯へ肉の小売に出かけるかするようになつて、明瞭に小売商業での収入格差がついていったのである。<sup>(44)</sup>

ところで、売台を増やした親方は、それに見合った家畜を手に入れてなくてはならない。これは、家畜商人から買入れるのがその通常の形態であった。しかし、つねに在庫を揃えるためにはそれだけでは足りず、親方たちは仲介人を雇うか、自ら大・小の集団をつくって家畜の買付けに出かけはじめる。それはとくに、一四九〇年代から家畜の産地である南東欧へのトルコ軍の侵入、毛織物業隆盛にともなう牧牛業から牧羊業への転換などを理由に顕著になつてきた。こうして、親方はシュトラウビング、プツカ、ブットシュテット、ブリュン、ツェルプストなどの家畜市場に買付けに行くようになる。そして、この中から一五三

〇年代に二人、一六世紀中葉から末にかけて一人の肉屋がハンガリーやベーメンで家畜を買付け、ニュルンベルクやディンケルスビュールで売りさばくといった完全に家畜商人に転化していく親方が現れてくるのである。<sup>(45)</sup>

一方で、グループによる共同購入をとおしてみても、またそうでなくとも、支払い不能になる肉屋も多く存在した。参事会は、市民に肉を十分に供給するという食糧政策から、一五三二年に雄牛局（Ochsenamt）を設けて肉屋親方の大・小の集団に貸付金を与えるようになったが、これも一五七五年には一〇〇グルデン以上の負債を抱える者はこれを与えないと規定したように、経済的にうまく立ちゆかない親方には援助の手を差し伸べず、むしろ貧富の格差を助長していった。<sup>(46)</sup> したがって、肉屋は利潤拡大を志向する親方がまず小売拡大によつてこれを達成し、そこでより大きな資本を蓄積したごく少数の親方だけが、さらに卸売商業へ展開していくのである。

パン屋も肉屋と並んで、一三六三年には七五名の親方数でこの都市で最も成員数の多い同職組合の一つであった。一五世紀末からの手工業条令では、先買禁止とともに、自工房で、パン製造に必要とされる量の穀物だけを購入する

ことが求められている。「それゆえ、いかなる種類の穀物も売却したり、「儲けのために」手渡したりするべきではない」とも定められている。つまり、穀物の卸売・小売商業が禁止されているのである。一方、パンの小売についていえば、それは自工房か露店で行われた。農村へのパンの小売は禁止されているが、郊外市ヴェールトへは二日だけ許されていた。<sup>(47)</sup>

ところで、数年に一度飢饉が襲つてくる中・近世に穀物価格の急騰を利用して儲けを企む市民がいたとしても不思議はない。一五世紀中葉アウクスブルクの中商人ツィンクが穀物を買いため、市場価格の動向をにらんで、一儲けしたのはその最たる例である。<sup>(48)</sup> また、靴屋の職匠詩人ハンス・ザックスが一五二四年に飢饉のさい穀物を倉庫に隠しておいて穀物価格が上昇したときにこれを売ろうとする者を糾弾しているのも、かかる市民がいたことの証拠であろう。<sup>(49)</sup> したがって、パン屋が同じように穀物価格急騰時に市場に余剰穀物を放出して財をなしたとも考えられるが、これは参事会の強い市場規制にあり、かつパンを焼いて放出することを求めていたので、可能性は薄い。考えられるのは、パン屋がこうした市場規制の網の目をくぐって、

穀物商人やパン屋仲間に秘密裡に又売りして利益をあげていたことである。そうした又売りにはまた、宿屋兼居酒屋や食料品小売商も介在していたことがわかつている。<sup>(50)</sup>

パン屋はさらに穀物の卸売商業に関与していくことも想定されるが、この可能性も薄い。というのは、都市の食糧政策上、肉以上にパンは庶民に十二分に供給されるべきものと考えられ、一五世紀からニュルンベルクはパン屋への穀物供給を重視し、参事会自らがフランケン、ベーメン、テューリンゲンなどで穀物買付けを行つていてからである。しかも、どれくらいの穀物から、どれくらいのパンが生産されうるのか、参事会は毎年特定の日にパン屋にパンを焼かせ、穀価、パン価、重量を入念に調べ、公定価格を定めていたのである。そして、参事会は一五〇〇年までに四つの都市穀物倉庫を建て、一五九〇年には二四六七二ジュマー備蓄していたほどである。その備蓄から、飢饉の一五〇一年に五〇〇二人、一五四〇年には五二五四人のニュルンベルク市内の貧民にパンが無料で配布されたのである。<sup>(51)</sup>

ところが、パン屋にはうまい副業があつた。すなわち、豚の飼育がそれである。豚の飼育は、パン屋に対しても市内

で一〇頭、市外で二〇頭許可されていた。ちなみに、ペグニッツ川沿いの粉ひき水車の粉屋が一〇頭、その他粉屋が四頭、市場に露店をもつ食料品小売商が六頭、市場に露店をもたない食料品小売商が四頭、そしてその他一般市民が三頭豚を飼うことができた。<sup>(52)</sup> したがって、パン屋はパン屑を餌に利用して豚を飼い、肉屋にこれを売つて金を稼ぐことが最も有利にできたのである。それゆえ、パン屋の中に家畜商人になつた者が出現したのは偶然ではない。一五六二年以降に家畜商人に転化したセバスティアン・ホフマンがそつした親方の典型である。彼の財産はおそらく一千万グルデンを超えていたとみられ、遺言書ではパン屋、肉屋同職組合に一五〇〇グルデンずつが寄付されているのである。<sup>(53)</sup> 以上のことから、パン屋の蓄財機会とは、パンの製造小売のほかに穀物の又売りと飼育した豚の小売であつたといえる。

仕立屋も一三六三年に肉屋、パン屋の次に多い七一名の成員数を誇つていたが、富裕な職種ではなかつた。それは、まずもつて中世から切売権、すなわち小売権を認められていなかつたことに理由があるだろう。彼らは、外地産、あるいは在地産の毛織物、麻織物、絹織物を小売して

はならなかつたのである。<sup>(54)</sup> 切売権を所有していたのは、呉服商である。したがつて、一六世紀に市民の遺産目録に、市民の債権者として彼らに布地を切売りした呉服商が数多くみられるのである。<sup>(55)</sup>

一五三五年の同職組合規約をみれば、仕立屋は輸出用として (“auf den kauf”) 衣服を製作してはならないという規定がある。つまり、市民顧客のためにだけ生地を仕立てるという労働範囲の制限があつた。さらに、前もつて贈物などを供与することによって呉服商から特定の布を仕入れること、呉服商や雑貨商と生地卸売・小売のための商会をつくつてはならないことが定められているよう、仕立屋には商人との特定の関係が禁止されていた。次に、仕立屋が衣服に仕立てた生地が余つた場合にこれを同職組合仲間に売り渡すこと、最後に決定的には仕立屋は一切の生地の小売が禁止されている。すなわち、法的に仕立屋の仕事は、自らの完成品の小売ではなく、市民顧客の注文生産に限定されていたのである。<sup>(56)</sup>

このような状況は、仕立屋親方の卸売商業への転身が難しかつたことを物語つてゐる。すなわち、呉服商が市内での切売権を独占し、フランクフルトの大市などに赴いて布

地を仕入れ、卸売商業も行っていたのに対しして、仕立屋は法的規制からその製品をたとえばネルトリンゲンの大市に行つて販売することも、そこで生地を仕入れて卸売商業を行ふことも無理があつたといわねばならない。それでも、

仕立屋にみられる詳細な禁令は、彼らが生地の又売りを頻繁に行つていたことも示唆している。つまり、いずれにしろ衣服仕立てに購入した布地が全部使用されたとは考えられず、余りは求められれば何らかの形で売却されていったとみなされるのである。

以上、肉屋、パン屋、仕立屋のように製品を輸出しない

局地手工業の場合、親方がその職業において問屋主になる可能性はない。それゆえ、表2に現れるパン屋のマイヒス

ナー、仕立屋のホルルメスといった富裕な親方は、豚、穀物、生地の小売商業、また宿屋兼居酒屋のハーフナーも葡萄酒やビールによる小売商業で財をなしていたと推測される。したがつて、局地手工業では蓄財に至る過程としてもっぱら小売商業を考えるべきである。<sup>(57)</sup> 間屋制度を開くる織維業や金属加工業でと同じように、<sup>(58)</sup> 局地手工業においても、卸売商業はごく一部の商人に転身していくた親方にみられるにすぎないことが確認された。

#### 四 収入・支出

もとより、同職組合規約、都市の賃銀公定や都市会計簿から容易に把握される建築業者の日給や都市官吏の年給などに比べて、一般の手工業者の収入・支出をうかがわせる信頼できるデータは数少ない。ましてや、局地手工業となると完全に史料が欠落してしまう。しかしながら、基礎数值ないし推測値による試算から、とくに基幹産業を中心にして一定の目安を以下に提示したい。

##### 四一一 親方

まず、表5にしたがつて、かなり富裕な親方（問屋主）を検討しよう。この点で最も基礎データが豊富にあるのが毛織物工である。一五三〇年にある毛織物工が年間一〇〇反を反当り九一一グルデンで生産・完売したとすると、その販売利益は九〇〇一一〇〇グルデンになる。これを年間収入と仮定できる。

支出の第一として考えられるのが原料費であり、この生産量に到達するために原料として一〇〇シエントナー（四

表5 毛織物工親方問屋主の収入・支出試算例（1530年）

収 入 (グルデン)	支 出 (グルデン)
一反 9-11 × 100 = 900-1100	
	1. 原料費
	羊毛 (100ツェントナー) 600-675
	大青 (4キューベル) 48-52
	2. 生産税
	検印税 0,4
	布張梓利用税 3,5
	3. 賃銀
	職人1人 24-36
	出来高払工2人 48-72
	奉公女1人 12-18
	徒弟1人 8-12
	大青粉末製造工 12
	赤染色工 8
	縮絨工 0,4
	4. 飲食費
	大人2人 24
	子供2人 12
	奉公人3人 18
	5. 衣料費等
	衣料費 10,8
	光熱費 2-6
	6. 地代・税金等
	地代 10-20
	財産税 4/5-8/10
	同職組合拠金 3
	吳服館利用税 0,1
計 900-1100	計 853-993

(出典 : Sakuma, Tuchmacher, S. 81, 160, 205, 261, 373, Dirlmeier, Unterhaltungskosten, S. 253-257, 280, 佐久間、毛織物、染色業、48頁以下)

七・五キログラム) の羊毛と四キューベル Kübel の大青を消費した。その費用はそれぞれ六〇〇—六七五グルデン、四八—五二グルデンとなる。<sup>(59)</sup> また、これに反当りの検印税一ペニヒ (一〇〇反で約三ポンド) と布張枠利用税三・五グルデン、都合約三・九グルデンの生産に伴う税金がかかる。<sup>(60)</sup> すなわち、生産諸費用で約六五二—七三一グルデンの支出である。

次に大きな支出項目は、職人・専門労働者に支払う賃銀である。毛織物工職人の賃銀を後述のバルヘント工職人の一一・五倍の収入と考えると、二四—三六グルデンの年収である。また、奉公女の賃銀を職人の三分の一、徒弟の賃銀を職人の二倍の一と仮定すると、それぞれ一二一一八グルデン、八一一二グルデンとなる。そこに問屋制度によつて雇用される出来高払工がいるが、職人と同じ賃銀であつたと仮定したい。当時、親方が抱える労働力は制限されていなかつたが、職人・奉公女・徒弟各一人がおり、出来高払工が恒常に二人いたとすれば、その賃銀支払いは都合九二—一三八グルデンになる。また、大青粉末製造人、赤および緑・黄染色工、縮絨工への賃銀はそれぞれ約一二グルデン、約八グルデン、約三ポンド、計二〇・四グル

ルデンと想定できよう。<sup>(61)</sup> つまり、専門労働者などへの賃銀支出は一〇二・四一一五八・四グルデンである。

第三の支出項目は、家計維持費である。ここで妻と子供二人、奉公人三人、すなわち当時としては大きい七人の世帯家族を想定し、その家計費を試算してみよう。食費の基礎は後述のバルヘント工職人の賄費で、それは年六グルデンしているので、奉公人三人で年一八グルデンとなる。大人を六グルデンの二倍の一ニグルデン、子供を奉公人と同じ六グルデンとすると、この七人家族の年間食費は計五四グルデンである。<sup>(62)</sup> 次に、衣服の支出をみると、奉公人の場合年間約一・二グルデン、三人で三・六グルデンほどであろう。<sup>(63)</sup> 大人と子供に先の割合を適用すると、二人ずつでそれぞれ四・八グルデン、二・四グルデンになる。つまり、この家族が衣服にさく費用は年一〇・八グルデンになる。また光熱費は、年二一六グルデンかかったと思われる。<sup>(64)</sup> したがつて、家計費支出はあわせて六七一七一グルデンとなる。

また、この親方が二〇〇—四〇〇グルデンの不動産を所持していた場合、当時地代は一般に5%であるから、一〇一二〇グルデンの出費である。彼が八〇〇—一〇〇〇グル

デンの財産所有者、その財産税を〇・五一%と仮定すると、納稅額は四一五グルデンから八一一〇グルデンになる。さらに、同職組合への拠金最低三グルデン、呉服館利用税三三ペニヒが加わる。<sup>(65)</sup>

したがつて支出項目を最小に見積もると総計約八五三グ

ルデンとなり、最大収入から差し引くと約二四七グルデン、最小収入から差し引くと四七グルデンになる。この試算では、こうして二〇〇グルデンもの格差が生じてくるが、現実には一一グルデンの高品質の毛織物も、九グルデンの低品質の毛織物もない混ぜに生産していくと考えられるので、収入値を中間の一〇〇〇グルデンとすれば、およそ一〇〇一二〇〇グルデンの純益をあげていたと想定できる。もちろん、ここに把握不可能な要素を付け加えて考えねばならない。すなわち、親方（問屋主）がコストをさげ、とれるところでは最大限に金銭を得ようとしたことは間違いないのである。具体的にいえば、収入面での徒弟金と、支出面での職人・徒弟・奉公女、出来高払工への賃銀および前三者の賄いの抑制がそれである。ことに、出来高払工は金属加工業とは異なり、かなり自由に用いられていたと考えられる。<sup>(66)</sup> そのうえ、あとでみると、親方は職

人からろうそく代などをその都度徴集もしていた。かくして、毛織物工にあつては一四七〇一一五四〇年の生産と販売が好調であった時期に、問屋制度および分業による一〇〇反を超える大規模生産で十分に蓄えることができたといえる。<sup>(67)</sup>

これがいわゆる親方富裕（問屋主）層の収入・支出であるとすれば、親方中間（独立小生産者）層の貯蓄の可能性の少なさは次の試算例から明らかである。先述の毛織物工の試算において生産量をそれでも多く年五〇反とすれば、収入は四五〇一五五〇グルデンになる。支出は、まず原料費で三二四一三六三・五グルデン、生産に伴う税で二・二グルデンの支出である。職人・徒弟各一人として彼らに支払う賃銀は三二一四八グルデン、その他専門労働者へのそれは約一〇グルデン、計四二一五八グルデンとなる。家計費で奉公人二人、妻に子供二人の六人家族を想定とすれば、四八グルデンとなる。衣料費を前例の半分、光熱費をそのままとすれば、計一一・六一五・六グルデンになる。八〇一一〇〇グルデンの家・土地と約二五〇グルデンの財産を所有していたとすれば、地代・財産税などで計約八一一〇グルデンとなる。すなわち、総支出は計四三七一

四八九グルデンとなり、最大収入から差し引くと六一十一  
一三グルデンの貯蓄が可能になる。ここでも、収入の中間  
値を五〇〇グルデンと仮定して、おおよそ親方中間層では  
年一〇一六〇グルデンの純益を想定していいのではあるま  
いか。<sup>(68)</sup>

すでに明らかにしたように、同じ職布業でもバルヘント  
工の場合には、問屋制度を開拓する大商人問屋主による親  
方の賃労働者化が進んでいた。こうした出来高払工親方の  
場合、年収は一六世紀前半に二四一三六グルデン、同世紀  
後半に五〇グルデンほどであったと推定される。一方、麻  
織物工は通常市民顧客のためだけに注文生産し、遠隔地市  
場向けに手工業が営まれておらず、その賃はきわめて安  
かつた。したがって、バルヘント工は商人問屋主から搾取  
を受けたため、麻織物工はその生産が限定されていたため  
に、財産を形成することはむずかしかったといえる。また、次のこととも考慮しておかなければならない。すなわ  
ち、製品価格がバルヘント、麻織物の順に（一五二四年に  
いざれも麻織物であるシェッター、グーグラーの価格はそ  
とである。羊毛ほど高くない木綿、麻を原料として使用し

ているにせよ、完成品の織物が利潤を多く生めない質のも  
のだつたのである。<sup>(69)</sup> それゆえ、完成品価値の高い毛織物や  
皮革製品を生産する親方は、また富をなせる位置にあつた  
といえる。<sup>(70)</sup>

親方問屋主と賃労働者の両極分解はいうまでもなく、問  
屋主の中でもその組織力と労働の有無において大型問屋主  
と中小問屋主に分化していた金属加工業では、収入の格差  
も最も激しかつたと考えられる。たとえば、一六世紀半ば  
にナイフ鍛冶では、富裕な親方問屋主は出来高払工たちに  
週五〇一一〇〇グルデンの仕事を与えていたといわれる反  
面、出来高払工の年収はわずかに二五十三七グルデンにと  
どまっていた。<sup>(71)</sup>

次に、賃銀公定のある建築業親方では、日給から二五〇  
日の労働日をもとに年収を計算すると、一五〇七年に二七  
グルデン、一五三五年に三五グルデン、一五五四年に五一  
グルデン、一五七七年に五八グルデン、一五九二年に七一  
グルデンとなる。もちろん、冬場は仕事が減るので、単純  
計算より賃銀は少なかつたはずである。ここで、毛織物工  
の独立小生産者の家計費を単純に応用すると、支出の方が  
多くなってしまう。そのうえ、一六世紀の価格革命によつ

て、とりわけ食費が世紀後半から多く支出された。支出の多さは、公定賃銀を上回る賃銀の上積み、建築主からもう風呂代や酒手、また豚の屠殺人などの副業で一部カバーされたと考えられる。<sup>(72)</sup>

建築業親方の三一名の遺産は五〇グルデン以下二六名で、貧しい下層の手工業者であつたことから、上述の建築業親方の計算上の年収は親方として出来高払工と変わらない手工業者全体では下のランクの年収であつたといえる（表3参照）。

さて、前述の屋根葺工のように魚の小売を正業にしてしまう者は別にして、どの職種にあっても収入の少ないものにとって、副業は必然的であつたといえる。その中でも比較的成功を収めたのは、食料品小売商を営んだ者たちである。遺産がそれぞれ二八九、一一三グルデンの錫容器工レーベンスブルガー、柄工オッテラーは、ともに生産用具があることからみて自らの生業を放棄せず、副業として小売業を営んでいたか、あるいはその妻たちがこれを行つていたはずである。<sup>(73)</sup>もし、親方が軍役についたり、市中の警備役、その他の下級役人となつた場合は、もはやその生業がやつてゆけず自らの生業を放棄した証拠である。このよ

うな例は、針工をやめ大青測定人となり、大青商業の隆盛のゆえに遺産一九一グルデンを残したヤナバッハにみられる。<sup>(74)</sup>

しかし、たいてい都市下級役人の遺産も一〇〇グルデンを超えないのがふつうである〔表6〕。穀物測定人やビル測定人といった下級役人は年給ではなく、穀物などから税を徴集するために市場で仕事をし、測定する量に応じて商人から支払われる手数料が収入となつていた。また、夜警や塔守りも臨時収入をのぞいて年約三一八・五グルデンしか支給されていなかつた。これは、一六世紀に年給五〇〇グルデン、プラス臨時収入を受け取つていた参事会員および法律顧問、年収一〇〇グルデンを保障されていた医師といった都市の上級官吏・雇用者とは比べものにならない社会の最下層に生きる人々の収入額である。<sup>(75)</sup>

#### 四一二 職人

まず研究史上長い間最も職人に代表的とみなされてきた建築業の職人の賃銀をみると、年収は一五〇七年に二三グルデン（親方の八六%）、一五三五年に三一グルデン（同九〇%）、一五五四年に四一グルデン（同八二%）、一五七七

表 6 16世紀遺産目録での下級役人と職人の財産（グルデン）

名前/職業	貸方	借方	財産	[年]
<b>I . 下級役人</b>				
ナーゲル/毛織物測定人 <sup>+</sup>	714	50	664	[1546]
ロアー/果物測定人 <sup>+</sup>	242	10	232	[1543]
ヤナバッハ/大青測定人 <sup>+</sup>	191	0	191	[1529]
メルケル/穀物測定人 <sup>+</sup>	88	10	78	[1553]
ヴェックナー/穀物測定人 <sup>+</sup>	74	0	74	[1563]
ライホーファー/材木測定人 <sup>+</sup>	47	0	47	[1538]
モーザー/ビール測定人 <sup>+</sup>	77	42	35	[1538]
シュポルハック/補助書記 <sup>+</sup>	37	7	30	[1558]
カルク/ビール測定人 <sup>+</sup>	23	0	23	[1530]
シュテック/穀物測定人 <sup>+</sup>	19	1	18	[1547]
ナイトハルト/穀物測定人 <sup>+</sup>	10	0	10	[1547]
ダウム/中古品査定人 <sup>+</sup>	2	4	-2	[1537]
<b>II . 職人</b>				
シュタイナー/理髪師 <sup>+</sup>	46	9	37	[1543]
ヴィルヘルム/鞍工（デンマーク出身） <sup>+</sup>	17	0	17	[1548]
ゲープハルト/織布工（既婚）*	35	5	30	[1551]
シュニッツァー/織布工（既婚）	29	0	29	[1546]
シュトローベル/織布工（既婚）	27	0	27	[1545]
ツァイス/織布工（既婚） <sup>+</sup>	23	0	23	[1552]
カストナー/織布工（既婚）	21	3	18	[1550]
カイル/織布工（既婚） <sup>+</sup>	12	0	12	[1550]
ルーフ/織布工（既婚）*	22	14	8	[1537]
フェルトキルヒナー/織布工（既婚）	12	6	6	[1550]
ペッツ/織布工（既婚）	11	18	-7	[1544]

(出典：Stadtarchiv Nürnberg, Inv.,Nr. 4, 9, 14-17)

表 7 賄費が職人最高賃銀に占める割合

職業	年間収入 (グルデン)	年間賄費 (グルデン)	割合 (%)	[年]
バルヘント工	24	10,25	43	[1535]
	42	10,25	24	[1566]
	42	17,33	41	[1571]
	42	7,8	19	[1576]
	50(13-26)	14	28(54-108)	[1587]
麻織物工	34,7	5,1	15	[1601]

(出典：Sakuma, Tuchmacher, S. 220f.)

年に四八グルデン（同八三%）、一五九二年に五四グルデン（同七六%）と計算される。この職人年収は親方と大差のないものであるが、それは親方・職人ともに建築主に雇用されたことからきている。<sup>(76)</sup> 他職種では、もちろん親方が雇い主となるから、参事会が仲裁的に賃銀を公定しない限り、親方の意のままに賃銀が設定される。

次に、建築業のほかに賃銀公定のある繊維業を考察してみよう。バルヘント工職人は、一六世紀に同職組合で出来高の賃銀公定があるにもかかわらず、一五八七年に週給六〇一一〇ペニヒしか貰っていないと不平を述べている。

これは、出来高賃銀と週給が並存していたことの証拠であるが、週給をもとに計算すると年収は一三一二六グルデンとなる。これは、当時の賃銀公定によれば、最も賃のよい三印章ライプツィヒ様シェッター（一〇〇エレ）の年一三一二六反に相当する。一方で、麻織物工職人は一六〇一年に週給一六〇ペニヒ（年三四・七グルデン）である。仮に週一反、すなわち年約五〇反を生産すれば、出来高賃銀は反当り一グルデンであるので、一六〇一年の麻織物工職人の年収は五〇グルデンと修正可能である。

ここで、麻織物工で仮定できる五〇反をバルヘント工職

人の生産量に適用し、時をさかのぼって考えると、一五六六年に二印章シェッターは反当り一一〇ペニヒの出来高賃銀なので、年収は約四二グルデンである。一五三五年に最も賃銀のよい三印章太綾織を生産した場合、反当り一二〇ペニヒの出来高賃銀から年収は約二四グルデンと計算できる。もつとも、この試算はほぼ週一反から最高額を設定したもので、現実にはつねに最高賃銀の麻織物ばかりを生産したわけではないので、年収は明らかにこれより下回ると考えねばならない。<sup>(77)</sup>

職人賃銀の問題点は、職人収入における賄費である。職人が包摶された家の家長である親方に、職人が払った賄費の割合は、マシュケによれば一五世紀に二七一五〇%、R・エンドレスによれば、一六世紀に六七一八〇%になつたという。<sup>(78)</sup> 結局、職人たちは食費を差し引かれた賃銀しか手元に残らなかつたことを看過すべきではない。また、こうした賄費の額は一定ではない。すなわち、一六世纪の「価格革命」に伴い、親方は食料品価格が高騰したおりに賄費の額を引き上げざるをえなかつたのである。逆に、一六世紀に貧しい織布工職人においてだけ賄費闘争が看取されるのは、彼らにとつて引上げ額が妥協しえない額

であつたからにほかならない。まず、バルヘント工職人は、一五三五年に週の賄費が二八ペニヒ（年約六グルデン）から五〇ペニヒ（年約一〇グルデン）に引き上げられた。一五七一年からの穀物価格高騰のおり、これはさらに週八〇ペニヒ（年約一七グルデン）に上昇した。パン価格が鎮静化するに伴い、一五六六年に賄費は三六ペニヒ（年約八グルデン）に引き下げられている。一五八七年に再度

の穀物価格高騰で親方たちは、再び八〇ペニヒの賄費を参事会に上申したが、怒った職人たちは週五〇ペニヒ（約一グルデン）以上払う気は毛頭ないと参事会に抗議した。

いうなれば、職人の賃銀闘争が起つたのである。結局、参事会は仲裁せざるをえず、穀物価格が低下するまで週五六ペニヒ（年約一四グルデン）<sup>(79)</sup>にすることと、双方をなだめることができたのである。

当時大人一人当り年間一ジュマーの穀物を消費し、そこから二キログラムのパンが百斤生産された。一五三〇年に六ペニヒ・パンは一九〇〇グラムしているので、年間一〇五斤必要である。そうすると、パン代は年間で二・五グルデンである。一五六五年には同じ六ペニヒ・パンは一四八五グラムしかなかつたので、年間一三五斤必要であり、そ

の支出は三グルデン二ポンドになる。一五七一—七五年の穀物価格高騰時にはさらに三二五グラムに減少しているので、六一五斤（一四グルデン五ポンド）を消費することになる。<sup>(80)</sup>それゆえ、親方が要求する賄費は一五三五年には過大であり、一五七一年には理にかなつたものであると考えられる。もちろん、食物はパンだけではないし、葡萄酒やビールといった飲料も加わる。

麻織物工は一五七三年にはじめて賄費を週二五ペニヒ（年約五グルデン）徴集することにしたが、これは一六〇一年にもほぼ同額にとどまつた。しかし、同年職人たちのは、以前は週に半ポンド（二三七・五グラム）（年一二・三五キログラム）の肉を提供されたのに今はもうないこと、そのうえ値上がりしたろうそく代、風呂代、洗濯代を自分で支払えば賄費は高すぎると反対しているのである。バルヘルト工と麻織物工の職人の賄費が最高賃銀に占める割合を考察すると「表7」、食料品価格が安定しているときの一五一三〇%、高騰時に一〇〇%を超えていたことが推察される。<sup>(81)</sup>つまり、食費が穀価に連動して徴収されたために、職人の身入りは不安定きわまりなかつたのである。このように、親方において職種間でかなりの年収差があつた

と同様に、一口に職人といつても職種によつて賃銀・賄い

に大きな差があつたことは明白であり、それは親方の富裕度と相関関係にあつたと考えられる。

一方、一六世紀に最も高額の日給をえていたのは英國産毛織物仕上工の職人たちである。一五七二年に誕生間もないこのニュルンベルクでの新産業の職人たちは、「欺瞞や怠慢がおこらず、熱心に仕事がなされるよう」ハングブルクやアントワープより一ヶ月ティーバー高く九ヶ月ティーバー（八二ペニヒ）日給が与えられた。ここから計算すると、年収は八五グルденにも及ぶ。もつとも、このとき一日一三時間労働を超過しないよう定められているように需要に供給が追いつかず、職人たちは盛んに長時間・休日労働をしてさらに出来高賃銀を稼いでいたのである。英國産毛織物染色工職人フースはアントワープから移住してきた一五六九年から七一年にかけての三年間で五〇〇グルデン、すなわち年約一六七グルден貯蓄したといつている。<sup>(82)</sup>

本稿では、以下のような成果がえられた。まず、中世末・近世初期に市民中層を広範に形成した手工業者親方も、五〇〇グルден以上の富裕層、二五〇—五〇〇グルデンの中間上層、五〇—二五〇グルденの中間下層、五〇グルден以下の貧困層に区分することができる。親方内部の階層分化を象徴する財は、不動産、現金、銀製品、原料である。すなわち、親方富裕層はたいていこれら四つの財を所有し、親方中間層はこれら四要素のうち二一下を満たし、親方貧困層はこれらをまったく所有しない。親方の最大の財は、四〇—一〇〇グルденの不動産である。

次に蓄財機会を考えると、生産用具が手工業生産、そして財産形成への起点であるが、決定的なのは原料である。原料は、不動産に次ぐ大きな財となるし、また大負債にもなりうる。手工業者として成功するためには、いかに有効に原料を仕入れ、完成品を売りさばいてゆくかが重要だつた。ここから進んで、輸出手工業においては、問屋制度を梃子にした生産の合理化および拡大によつて親方は富裕に

## 五 結 論

なれたが、局地手工業では小売商業が富を築く最も一般的な方法であった。パン屋、肉屋には原料の卸売・小売商業が禁止されていたが、原料の小売（又売り）は秘密裡に行われていたのである。また、仕立屋においては生地の小売商業が蓄財機会としてあげられる。一方、生産の展開および商業機会がないゆえに、麻織物工、建築業の親方は貧しくなるのである。

最後に、財産と収入・支出とは見事なほどに対応関係にある。すなわち、少なくとも輸出手工業では親方問屋主

（富裕層）は、年間一〇〇—二〇〇グルデンの貯蓄が可能であった。一方、独立小生産者（中間層）の貯蓄は年間一〇一六〇グルデンほどと推定される。ところが、親方貧困

層は低収入であり、飢餓になればたちどころに食べられなくなってしまう。親方貧困層は全親方の約三分の一を占めており、富裕な親方もとに暮らす独身職人のほうが実入りがよかつたほどである。貧しい親方は生産用具すらもてず、間借りをして、粗末な食事をし、藁布団に寝る。富裕な親方は銀の皿、金銀鍍金のロザリオを買い、青・赤・緑などカラフルで毛皮などが裏打ちされた素材のよい高価な衣服を身にまとい、ふかふかの羽根布団に寝る。親方中間

層・貧困層が鳥きん類を飼育したのは、食べることと稼ぐことの両面において選択の幅を広げようとしたからである。食べるのが困難な時代に、親方は職人から賄費を求める、これを穀価に連動させて危機を乗り越えようとした。親方に雇用された職人の収入・支出も、ほぼ職種の富裕・貧困度に対応している。建築業では、親方、職人ともに建築主に雇われるために、親方は親方層では最貧困層に属するが、職人は職人層からみれば高い収入レヴェルであることが確認された。

#### 史料 鉄環工ハンス・ダウムの遺産目録

（表4のNr. 68' Inv. 16/163v-165r）

(fol. 163v) 次のことがあまねく知られるべきである。ニュルンベルク市民であり、鉄環工のハンス・ダウムの死後、彼の妻である私バルバラは、今日付で私のすべての財産と所有物、そして私の夫がのこした財産と所有物を、都市裁判所で誓約した仲買人バルバラ・ヴァイスに査定させたうえで、拾い上げ、委細を記す。

それは、以下のじとくさまである。これは、私の愛する夫ともうけた、未成年の娘であるドロテアの法定後見人である鉛工の老ヨルク・シュルター、甲冑工の若ヨルク・シュルターの立ち合いのもと、また同じく私の愛する夫ともうけた存命の成人の子供

たち、ミッヒュル、クーニグント、エルス、アンナの立ち合いのもとに行われた。一五四七年八月七日、日曜日。まず第一に、銀食器。円形支えの上のわずかに金鍍金された銀製小皿一枚、重量一三ロート一クイントラ一ペニヒ、一ロート当り六ポンド一五ペニヒで一〇グルデン二ポンド一五ペニヒ。鉄環工同職組合に固有の生産用具。鉄環工同職組合の三人の宣誓親方に査定させたところ、まず万力台三つ、金床三つ、その他やすり、ハンマーなどの生産用具、あわせて四・五グルден。ふいご一本、その他鍛冶道具三・五グルден。錫食器。同じく錫食器全部で重量一七一ポンド。真鍮食器重量二三。ポンド。(fol. 164r) ポンド当り一八ペニヒで一グルデン五ポンド一二ペニヒ。同じく銅食器二五ポンド。ポンド当り二五ペニヒで二グルデン四ポンド一ペニヒ。さらに古い二本の支え付き重量八ポンドの銅釜一つ。ポンド当り一八ペニヒで四ポンド二四ペニヒ。部屋の中。銅支え付き水屋一棹七グルデン。

古い小水屋一棹三ポンド。鉛容器二個、小容器一個、小支え一個計〇・五グルデン。机二つ〇・五グルデン。長椅子一つ二五ペニヒ。古い背もたれ付き椅子一つ一四ペニヒ。小簞笥一つ二一ペニヒ。肘掛け椅子一つ二一ペニヒ。食器の棚板二つ、一ポンド一二ペニヒ。剪定挾三本、ほうき一本、家挾一本、匙入れの籠一つ、全部で三グロッシュン、すなわち二一ペニヒ。コップ九個と飲料容器一個、一八ペニヒ。寝具類。寝台一台、藁枕一つ、羽根布団三枚、

詰物一つ、クッシヨン二つ、掛布団一枚計一八グルデン。子供用寝台一つ、〇・五・五グルデン。同じく二階の部屋に寝台一台、藁枕一つ、羽根布団一枚、詰物一つ、シーツ二枚、掛布団一枚計六グルデン。寝台一台、藁枕一つ、羽根布団一枚、小掛布団一枚四グルデン。寝台一台、藁枕一つ、羽根布団一枚、掛布団一枚、詰物一つ、七グルデン。男性・女性衣服。前部が緑色がまざつた灰色の縁付き黒色の外出用上着一着二グルデン。古い灰色の靴下二足一五ペニヒ。黒色のアラス織の男性用マント一着五グルデン。黒色のマント一着四グルデン。黒色の毛皮縁のついたバルヘントのスカート一着〇・五グルデン。短い女性マント一着六グルデン。黒色のアラス織の高襟付頭飾り一枚一・二五グルデン。(fol. 164v) 黒色の前掛け一着一グルデン。金糸のリボン付ベール一つ〇・二五グルデン。狐皮の裏地付黒色のアラス織の頭飾り一枚〇・七五グルデン。黒色の皮のベレー一つ〇・五グルデン。洋服の入った簞笥一棹〇・七五グルデン。麻織物類。シーツ三枚〇・七五グルデン。テーブルクロス二枚七ポンド。柄付テーブルクロス一枚〇・五グルデン。格子柄のナップキン一枚二ポンド三ペニヒ。ヴェルク(くず麻糸)のテーブルクロス三一ペニヒ。ナップキン一枚二ポンド。男用シャツ二ポンド三ペニヒ。下着一枚、胸までのシャツ二枚、前掛け裏地一枚〇・五グルデン。簞笥一棹一ポンド二〇ペニヒ。台所用品。簞笥二棹〇・五グルデン。末洗いの麻糸玉重量一七ポンド、ポンド当り三六ペニヒで二

グルデン 110 パスハム 1 ハペニル。右所用氷屋一樽 1 グルデン。長

小長持や一樽 110 パスハム 1 ハペニル。小簞笥一樽 110 パスハム 1 ハ

セ。皿入りの皿入れ 110 ハペニル。祈禱用椅子三脚 110 パスハム 1 ハ

セ。紡車一個、糸粧 110、糸巻棒 110、○・五グラム。トウ

イペル一個八ペニル。小机 110、三脚椅子 110、110 パスハム 1 ハ

セ。小机二脚 110 パスハム 1 ハペニル。梯子 110 パスハム 1 ハ

所用水差一樽 110 パスハム。古ふ椅子 110 四ペニル。小机二脚製の椅

子 110 パスハム 110 パスハム。洗鉢 110、小机二脚 110、

小机二脚 110、110 パスハム。古ふ椅子 110 四ペニル。洗鉢 110、

## 四

(一) E. Maschke, Mittelschichten in deutschen Städten des

Mittelalters, in: Ders. u. J. Sydow (Hg.), Städtische  
Mittelschichten, Stuttgart 1972 (→ MS 19 録), S.

13, 19, Ders., Die Unterschichten der mittelalterlichen

Gesellschaftliche Unterschichten in den südwestdeutschen

Städte Deutschland, in: Ders. u. J. Sydow (Hg.),

Gesellschaftliche Unterschichten in den südwestdeutschen

Städten, Stuttgart 1967 (→ US 19 録), S. 23f., 58,

F. Blendinger, Versuch einer Bestimmung der Mittel-

schicht in der Reichsstadt Augsburg vom Ende des 14.

bis zum Anfang des 18. Jahrhunderts, in: MS, S. 58

(Abb. 2), G. Wunder, Unterschichten der Reichsstadt

Hall, in: US, S. 104, Ders., Die Sozialstruktur der

Reichsstadt Schwäbisch Hall im späten Mittelalter, in:

Th. Mayer (Hg.), Untersuchungen zur gesellschaftlichen

Struktur der mittelalterlichen Städte in Europa, Konstanz

und Stuttgart 1966, S. 41-43, 45f.

(2) Maschke, Unterschichten, S. 59, Mittelschichten, S. 3-8,  
鶴田康『ハヤカ一家の遺産』有斐閣一丸丸四年、一八四

八一年六月三十日。

(3) ハードセ数ある文献の中、B.-U. Hergemöller (Hg.),

Randgruppen der spätmittelalterlichen Gesellschaft,  
Warendorf 1990, S. 1ff.

(4) Blendinger, a. a. O., S. 41f.

(5) Maschke, Mittelschichten, S. 19f., 22f., Unterschichten, S. 23ff., P. Eitel, Die politische, soziale und wirtschaftliche Stellung des Zunftbürgertums in den oberschwäbischen Reichsstädten am Ausgang des Mittelalters, in: MS, S. 88, 91.

(6) 稲穂「親方距離主の賃労働者」『社会通説史学』第11号(1977年)、長崎一郎著、KIKI出版社。

(7) 稲穂「中世後期ヨーロッパ都市における生活水準」『東洋大学教養学部外國語系研究叢書』第1号(1971年)、長崎一郎著。

(8) K. Schulz, Handwerksgesellen und Lohnarbeiter. Untersuchungen zur oberrheinischen und oberdeutschen Stadtgeschichte des 14. bis 17. Jahrhunderts, Sigmaringen 1985, S. 315ff., 430ff.

(9) 稲穂「親方距離主の賃労働者」、KIKI出版社。

(10) Stadtarchiv Nürnberg (ナウムラウムアーカイブス・エクセラトゥム)、Inventarbücher, Nr. 4, 9, 14-17 (ナウムラウムアーカイブス・エクセラトゥム)の調査

例、職人——例、ナウムラウム七例の遺産目録を見通した。親方の内訳は、金属加工業——五五例、織維・衣服業三七例、皮加工業二八例、建築業三一例、食料品生業一七例、木加工業一五例、製本・製紙業四例、土加工業一一例、ナーチャ業四例、技術手工業四例である。本来親方ではなく、田雇——例、菜園業者・農業田雇六例も親方層に組み入れた。この業種別の数値をみると、この都市の産業構成が如実に反映されている。この史料よりして、稻穂「親方距離主の賃労働者」、長崎一郎著参考。

(11) 稲穂「親方距離主の賃労働者」、長崎一郎著。G. Möncke (Ausgewählt und übersetzt), Quellen zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte mittel- und oberdeutscher Städte im Spätmittelalter, Darmstadt 1982, S. 226-229. E. Mummenhof, Die Handwerker in der deutschen Vergangenheit, Leipzig 1901, S. 27.

(12) Bayerisches Staatsarchiv Nürnberg (ナウムラウムアーカイブス・エクセラトゥム)、Akten des Siebenfarbigen Alphabets, Nr. 100.

(13) H. Haller, Größe und Quellen des Vermögens von hundert Nürnberger Bürgern um 1500, in: Beiträge zur Wirtschaftsgeschichte Nürnbergs, hg. v. Stadtarchiv

Nürnberg, Bd. I, Nürnberg 1967, S. 118-120, R. Endres.

Zur wirtschaftlichen und sozialen Lage in Franken vor  
dem Dreißigjährigen Krieg, Jb. f. fränk. Landesforschung

28 (1968), S. 18.

(14) Maschke, Mittelschichten, S. 19.

(15) Blendinger, a. a. O., S. 43, Werner Schultheiß, Die

Mittelschicht Nürnbergs im Spätmittelalter, in: MS, S.

146.

(16) 拙稿‘親方問屋主の賃労働者’<sup>11%</sup>、拙稿「回  
職組合の評価額度—廿世紀・近世初期」<sup>12%</sup>、拙稿「回  
『支那』1911年（大正九年）」<sup>13%</sup>。

(17) Inv. 4/22r, v, 42r, 42v, 16/111r, v, 112r, 17/167v.<sup>14%</sup> たゞ  
之大富豪が一五六九年に門闥家門から購入  
した略記<sup>15%</sup>。一五六九年に門闥家門から購入  
した略記<sup>16%</sup>。G. Seibold, Die  
Viatis und Peller, Köln und Wien 1977, S. 22, 謂田‘前掲  
書’<sup>17%</sup>—<sup>18%</sup>—<sup>19%</sup>—<sup>20%</sup>。

(18) Inv. 4/54r, 133v, 9/49r, 14/173r, 15/107r.

(19) H. Sakuma, Die Nürnberger Tuchmacher, Weber,

Färber und Bereiter vom 14. bis 17. Jahrhundert,  
Nürnberg 1993, S. 187f., 拙稿‘親方問屋主の賃労働者’<sup>八</sup>

<sup>11%</sup>—<sup>12%</sup>—<sup>13%</sup>。

(20) 拙稿‘親方問屋主の賃労働者’<sup>七</sup>、<sup>14%</sup>—<sup>15%</sup>。

(21) Inv. 4/1r, v, 47r, 15/4r, 16/38r, 17/37r.

(22) Inv. 4/53v, 60r, 92r, 101r, 9/82v, 87r, 98r, 149r, 153v,  
160v, 161r, 193r, 200r, 217r, 14/15r, 32r, 41v, 50r, 78v,  
157v, u. passim.

(23) Inv. 4/1r, v, Sakuma, a. a. O., S. 188.

(24) Inv. 9/31r-34r.

(25) 拙稿‘親方問屋主の賃労働者’<sup>八</sup>、<sup>11%</sup>—<sup>18%</sup>。

(26) Inv. 4/49r, 138r, 148r, 164r, 9/146r, 173r, Sakuma, a. a.  
O., S. 189f.

(27) 拙稿‘親方問屋主の賃労働者’<sup>八</sup>、<sup>11%</sup>—<sup>18%</sup>。

(28) 鉄ば同五—八<sup>10</sup>の評価額<sup>11</sup>がなかつたし、木綿呪<sup>12</sup>  
がたり安<sup>13</sup>の評価を改<sup>14</sup>せん<sup>15</sup>。Inv. 4/116v, 123v, 9/12v,  
122r, 122r, 17/118v, Sakuma, a. a. O., S. 195f.

(29) Inv. 14/4r, v, 14/1回<sup>16</sup>ハシマ<sup>17</sup>の最大の債務を負うた  
真鑑盤製造<sup>18</sup>ハシマ<sup>19</sup>（第1111〇位）<sup>20</sup>のシヤ<sup>21</sup>、拙稿‘  
親方問屋主の賃労働者’<sup>七</sup>、<sup>14%</sup>—<sup>18%</sup>。なお最下位（第  
1111四位）<sup>22</sup>、債務1111六<sup>23</sup>グル<sup>24</sup>ハ、遺産額マイナス11回  
個<sup>25</sup>ハシマ<sup>26</sup>の石垣<sup>27</sup>ローハンシド<sup>28</sup>。

(30) Sakuma, a. a. O., S. 190f.

(31) Inv. 4/135r, 148r, 9/77r, 14/85v, 17/158v.

(32) Sakuma, a. a. O., S. 211.

(33) Sakuma, a. a. O., S. 193f.

- (34) Sakuma, a. a. O., S. 192.  
 bis XV Jahrhundert, Amsterdam 1966 (ND), S. 214ff.
- (35) Sakuma, a. a. O., S. 193.  
 Bayerisches Staatsarchiv Nürnberg, Amts- und Standbücher(立籍簿 AStB 立籍簿), fol. 195v-197r.
- (36) Sakuma, a. a. O., S. 195f.
- (37) Sakuma, a. a. O., S. 196.
- (38) O. Borst, Alltagsleben im Mittelalter, Frankfurt am Main 1983, S. 362.
- (39) H. Hofmann, Die Getreidehandelspolitik der Reichsstadt Nürnberg, Phil. Diss. Erlangen 1912, S. 58.
- (40) Sakuma, a. a. O., S. 196, 198f.
- (41) Inv. 4/204r-212v.
- (41a) H.-J. Künast, «Getruckt zu Augspurg». Buchdruck und Buchhandel in Augsburg zwischen 1468 und 1555, Tübingen 1997, S. 147.
- (42) Sakuma, a. a. O., S. 108, 247f.
- (43) Inv. 4/9r.
- (44) C. L. Sachs, Metzgergewerbe und Fleischversorgung in der Reichsstadt Nürnberg bis zum Ende des 30-jährigen Krieges, Mitt. d. Ver. f. Geschi. d. Stadt Nürnberg 24 (1922), S. 1-4.
- (45) Sachs, a. a. O., S. 71, 76-81, 106-108, 128.
- (46) Sachs, a. a. O., S. 123-131.
- (47) J. Baader, Nürnberger Polizeiordnungen aus dem XIII
- (48) E. Maschke, Städte und Menschen, Wiesbaden 1980, S. 431, 画船櫻舟「壬午後賈貿通」『櫻舟』  
 国 ( | 桜舟 ) 『 | 桜舟 』  
 (49) Hans Sachs, Werke, Bd. 22, hg. v. A. v. Keller und E. Goetze, Hildesheim 1964 (ND), S. 53.
- (50) Hofmann, a. a. O., S. 72, 75.
- (51) Hofmann, a. a. O., S. 37f., 81-87, 100, 105, 107, 109.
- (52) AStB, fol. 198r-v.
- (53) A. Bartelmeß, Chronik des Nürnberger Bäckerhandwerks 1302-1982, Nürnberg 1982, S. 51.
- (54) Baader, a. a. O., S. 133.
- (55) Inv. 4/25r, 35r, 61r, 99v, 101r, 135r, 9/11r, 111v, 112r, 14/80r, 117r, 16/179r, 17/148r, 174r, u. passim.
- (56) AStB, fol. 274v-275v, 278v.
- (57) 豊饒、縣方置頭主の貿易権、長國—大國<sup>ノ</sup>—  
 (58) Sakuma, a. a. O., S. 205.
- (59) Sakuma, a. a. O., S. 205. 最終的・中期の貿易権の  
 レベルによる貿易権の範囲が、市町や領の範囲と並用する形で  
 レベルによる貿易権の範囲が、市町や領の範囲と並用する形で

の羊糸を三分の一までの使用したと仮定した。

- (60) Sakuma, a. a. O., S. 205. 稿稿「母生糸・近世初期における  
ヨーロッパ・イギリスの毛織物・染色業」『社会経済史学』五五  
—III (一九八九年), 四九四—一〇。

(61) 縮絨質にいじては、麻が一反当り (一〇〇メタ) 一メタ  
ヨーロッパの毛織物が一反当り一メタと仮定した。染色  
費として、半メタの毛織物を一メタで、(一メタ) ハーフメタにて  
当り一〇〇メタとする。ヨーロッパ赤地の二〇反、黄色の緑色や  
れぞれ一〇反と仮定した。Sakuma, a. a. O., S. 160, 稿稿、  
毛織物・染色業、四八一—二〇参照。

(62) U. Dirlmeier, Untersuchungen zu Einkommensverhältnis-

sen und Lebenshaltungskosten in oberdeutschen Städten  
des Spätmittelalters, Heidelberg 1978, S. 442. 飲食の内客に  
のべては、秤形、前掲図文、一一四—一〇メタが詳し  
い。

(63) 職人一人に一年間で廻着ふくせん各一着 (半グラン)、

ハヤシ一枚 (一メタ)、四足の靴 (一メタ)、帽子 (一メタ)  
などを現物支給やると仮定した。Inv. 4/29r (靴類の記載品) 一  
メタ (ヨーロッパ), Sakuma, a. a. O., S. 373. より現物給与の基礎  
たる Dirlmeier, a. a. O., S. 280 など、一一一メタヘルフアメ  
上着が職人に支給されたことを想定したので述べた。

(64) Dirlmeier, a. a. O., S. 253-257.

- (65) Sakuma, a. a. O., S. 261.

(66) I. Bog, Wachstumsprobleme der oberdeutschen Wirtschaft 1540-1618, Jb. f. Nationalökonomie und Statistik 179 (1966), S. 500 など、上層階級の平均年収 (一〇〇メタヘルフ)  
せんべんなどによれば。

(67) Sakuma, a. a. O., S. 143-148. 稿稿、毛織物・染色業、四  
一一一四メタ。

(68) Sakuma, a. a. O., S. 216.

(69) Sakuma, a. a. O., S. 206, 稿稿、親方暨屋主と賃労働者、  
八一メタ。

(70) ハラハラ一皮革 (一メタ) 一メタ (年) 一一一メタ (年) 一  
メタ (年) Inv. 4/138r, 9/146r.

(71) 稿稿、親方暨屋主と賃労働者、六七メタ、八一  
メタ。

(72) P. Fleischmann, Das Bauhandwerk in Nürnberg vom

14. bis zum 18. Jahrhundert, Neustadt/Aisch 1985, S.

150, Schulz, a. a. O., S. 441.

(73) Inv. 4/152v, 9/227r, 15/70r.

(74) Inv. 4/63v-66r.

(75) Endres, Franken, S. 24.

(76) Fleischmann, a. a. O., S. 150.

(77) Sakuma, a. a. O., S. 129, 214-218.

(8) Maschke, Unterschichten, S. 33, R. Endres, Zur Lage

der Nürnberger Handwerkerschaft zur Zeit Hans Sachs,

Jb. f. fränk. Landesforschung 37 (1977), S. 112.

(79) Sakuma, a. a. O., S. 220f., 磯穂「近世経済と人々の暮らし  
興味』『歴史叢書』長編 1 収（一九九〇年）」九九八一。

(80) Endres, Franken, S. 23, 32f., Inv 4/135r, v.

(81) Sakuma, a. a. O., S. 222.

(82) Sakuma, a. a. O., S. 219.

(83) 犬の骨を取るトトロ、正確に云々 | 一九九〇年八月 |

11% 11.2.1990